

## あなたの思いを短文で表現してみませんか？

●詳しくは  
地域振興課教振担当(☎・内線1146)

市教育振興運動推進協議会では、「三行詩」を募集しています。

「三行詩」とは、3行程度の短い詩のことで、必ずしも3行にこだわる必要はありません。俳句や川柳のようなものでも構いません。地域の生活の中で気付き、感じたこと、家庭での日常のやりとりから思い付いたことなどを短文で表現してみませんか。

募集区分などは、次のとおりです。

- 募集区分 小学生、中学生、高校生、市民
- 応募方法 ①各実践区事務局(各小学校)②各コミュニティセンター③市役所地域振興課に備え付けの応募用紙に、氏名、年齢(学年)、実践区名、住所、電話番号、三行詩(短文)など必要事項を記入の上、①から③のいずれかの窓口に応募ください。 ※応募用紙は1作品につき1枚とします。
- 募集期限 平成26年9月5日(金) ※当日必着
- 表彰 入選作品は、市教育振興運動推進大会で表彰します。

### 三行詩ってどんな作品があるの？

参考として、平成24年度に文部科学省が実施した『「楽しい子育て全国キャンペーン」～親子で話そう！家族のきずな・我が家のルール～』の優秀作品の一部を紹介します(敬称略)。

#### ■文部科学大臣賞

##### ◆小学生の部

なやみごと 一人でかかえず うちあけよう  
家族の数だけ知恵がでるから【櫻木 将(福岡県春日市、小学校6年生)】

##### ◆中学生の部

わたしが くもって 帰っても 気づけば  
母が 晴れにして きっと 明日は いい天気【杉本 うらら(埼玉県さいたま市、中学校1年生)】

##### ◆一般の部

「ただいま」の声と食欲 それが我が子の  
SOS発信源【山谷 知子(愛知県名古屋市)】

## 国保税の納税通知書を7月中旬に発送します

●詳しくは  
税務課市民税係(☎・内線1248)

▶国民健康保険税とは 国民健康保険(国保)は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国保は、加入者一人一人が被保険者ですが、国保税は世帯ごとに算定します(右下の表参照)。納税通知書は、国保に加入している人の世帯の世帯主宛てに7月中旬に送付します。

▶資格に異動があるとき 国保税は、国保資格の異動届け出に基づいて計算されますので、社会保険など他の健康保険に加入した時などには、14日以内に届け出が必要です。市民課の窓口で忘れずに届け出をしてください。

▶申告がお済みでない方へ 国保税は、前年の所得を基に計算するため、確定申告などが済んでいないと、正しい算定ができない場合や、軽減が受けられない場合があります。収入の有無に関わらず、世帯主と加入者全員の申告が必要です。

▶納付が困難な方はご相談を 災害や疾病、失業

など、やむを得ない事情がある場合は、分割納付や減免などの相談に応じています。お早めにご相談ください。

▶問い合わせ先 国保の資格については市民課国保年金係(内線1132～1136)、国保税については税務課市民税係(内線1248)、納付のご相談は税務課収納整理係(内線1254～1256)まで。

表 国民健康保険税の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
	加入者全員		40～64歳
所得割(前年の所得に応じて計算)	7.00%	2.30%	1.80%
資産割(固定資産税に応じて計算)	26.00%	5.00%	7.00%
均等割(加入者1人当たりの額)	20,000円	7,000円	7,700円
平等割(1世帯当たりの額)	26,000円	6,500円	7,000円
課税限度額	51万円	16万円	14万円

## 国民年金保険料の免除希望する人は忘れずに

●詳しくは  
市民課国保年金係(☎・内線1132)

国民年金には、経済的な理由などで保険料(平成26年度は15,250円)の納付が困難な人のため、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

この制度を利用すると、保険料が免除されたり、後で納められる期間が長くなったりします。

現在、26年度分(26年7月から27年6月までの申請を受け付けています。

申請に必要なものは、次のとおりです。

- ▶印鑑
- ▶年金手帳
- ▶退職(失業)した人は雇用保険受給資格証明書や雇用保険被保険者離職票の写し

学生納付特例(学生で本人の前年所得が一定以下の場合、納付が猶予されます)は、随時、受け付けています。申請には、在学証明書または学生証の写しと印鑑が必要となります。

免除制度は、年度ごとに申請書の提出が必要となります。25年度分(25年7月から26年6月まで)の保険料が免除となった場合でも、あらためて申請が必要となりますので、忘れずに申請ください。また、前年の所得に基づいて審査しますので、承認されない場合があります。ご了承ください。

詳しくは、市民課国保年金係または盛岡年金事務所(☎019-623-6211)まで。

## 後期高齢者医療制度の被保険者証を送ります

●詳しくは  
市民課国保年金係(☎・内線1135)

### ■新しい被保険者証を送ります

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証は、平成26年7月31日まで有効です。そのため、新しい被保険者証を7月下旬にお送りしますので、有効期限をご確認の上、8月1日からは新しい被保険者証をお使いください。

8月になっても被保険者証が届かない場合は、お手数ですが、市役所市民課国保年金係まで、ご連絡ください。

### ■減額認定証も更新します

有効期限が平成26年7月31日の減額認定証(※)を持っている人で、世帯全員の所得状況が確認でき、8月以降も交付対象となる人(世帯全員が住民税非課税の世帯に属する人)には、7月下旬に市から新しい減額認定証を送付します。

なお、これから減額認定証の交付を希望される人は、市役所市民課または松尾・安代両総合支所地域振興課で申請ください。

### ※ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)とは？

住民税非課税世帯に属する被保険者が、交付を受けられます。

入院や高額な外来にかかる時に、この減額認定証を医療機関に提示すると、病院・薬局ごとの窓口負担が自己負担限度額までの支払いとなります。

### ■保険料のお知らせは7月中旬です

保険料は、被保険者ごとに決まり、個人で納めていただくものです。26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬にお送りします。

また、26年度から保険料が変わりました。主な改定内容は、下表のとおりです。

表 26年度後期高齢者医療制度の保険料

	24・25年度	⇒	26・27年度
均等割額(加入者1人当たりの額)	35,800円	⇒	38,000円
所得割額(前年の所得に応じて計算)	6.62%	⇒	7.36%
賦課限度額	55万円	⇒	57万円

このほか、均等割額の2割軽減と5割軽減の対象者が拡大されました。

保険料の計算について、詳しくは、届いた決定通知書をご確認ください。

### ■特別徴収の通知書が変わります

これまで、保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納めていた人には、A4判の通知書を封筒に入れて送付していましたが、26年度から三つ折でシン目を切り取って開く通知書に変更します。7月中旬に発送しますので、ご確認ください。